

第11回山梨県高等学校審議会 会議録

(平成25年1月18日掲載)

1 日 時 平成24年12月20日(木) 午後1時30分～3時00分

2 場 所 恩賜林記念館 東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 赤岡直人、乙黒泰樹、岸本千恵、窪島紀人、河野木綿子、
興水豊、五味武彦、斉藤至、清水學、清水義富、寺崎弘昭、山口博伸

(事務局) 教育次長、義務教育課長、高校教育課長、
新しい学校づくり推進室長、教育委員会事務局主幹
新しい学校づくり推進室室長補佐、高校改革担当(4人)

4 傍聴者等の数 10人

5 会議次第

○ 第11回審議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

答申書(案)について 【公開】

7 議事の概要

議題 答申書(案)について

(議長)

今回の議題は、答申書(案)についてということです。今回の審議で答申書の内容を確定していただくための審議をお願いしたい。

前回の審議会では、わたしと副会長がこれまでの審議内容をふまえ、答申書の骨子となる正副会長メモをまとめて案として提示し、審議いただいた。そのうえで本日の答申書(案)については、正副会長、中学校、高校のそれぞれの校長会会長である委員を含めた4名の起草委員会を設置し、1回目は論点整理を行い、2回目には一字一句含めた検討の上で答申書(案)を作成した。

答申書(案)については、各委員に事前にお送りさせていただいておりますが、改めて事務局から読み上げをお願いします。

(事務局：答申書(案)の読み上げ)

(議長)

ありがとうございました。簡単にふりかえると今回の答申は、7ページの「全県一学区制と現行の公立高等学校入学者選抜制度の中の前期募集を含む枠組みを継続する」という前提のもと、前期募集については、新たな課題に対応した5点にポイントは絞られると思う。

まず、1点目は、5ページに記載したとおり、従来の作文に替えて、特色適性検査を導入する。その中で各高等学校が自らの特色にふさわしい力の内容を提示することが求められる。また、2点目は、6ページに記載したとおり、前期募集の自己推薦制は、維持する。しかし、同時に推薦条件Bにおいては、中学校長による証明書を提出書類に加えることが望ましいとした。

次に3点目は、調査書の内容及び取扱いについて、7ページの中高の協議の場を設定することを提言し、仮称として山梨県高等学校入学者選抜制度中高連絡協議会を設置することが必要とした。次に4点目は、高校入試の全体の日程を遅らせる方向で、早急に具体的な議論をしていくべきとした。最後に5点目は、7ページの変化する教育環境の中で今後も入学者選抜制度について中高の連携の中で持続的な検証を行なっていくことを望むと最後に提言したものである。

(委員)

5ページの特色適性検査であるが、前期募集の選抜方法は複数の評価尺度のためであるが作文を残したい学校は残したうえで特色適性検査をしてよいのか。

(議長)

審議会としては作文は残してよいという理解でいる。

(委員)

特色適性検査が歯止めがきかなくなることはないのか。つまり、非常に難しい問題を出題し始めた場合、中学校は非常に困るのではないのか。よって一定の歯止め、中学校教育の範囲を超えないという記載をする必要があるのではないのか。また、3ページの前期募集について生徒は、非常に評価していると記載があるが、評価しながらも生徒が減り続けている事実をどうとらえるのか。

(議長)

まず、どういう作文を出題するのかは、中高連絡協議会を実際に設置して問題の可否までチェックし、協議するので制度として承認される。現状でも、作文は、公開されているので一般的にチェックが可能となっている。つまり、どんな問題が出題されるのかを確認できる。実際に確認してみると、約半分以上の作文問題は思考力、表現力を問うものとなっており、ふさわしいものとなっていたようである。むしろ、今回、作文に代えて特色適性検査とすることで、作文として実施していたものをはっきりさせることが可能となるのではないのか。

次に4ページの前期募集の新たな課題と対応についてという記載にあるとおり、前期募集の志願者減少をどういうふうにみるかである。前期募集があることはよいという意見があり、それにより受検機会の複数化が担保されている。前期募集の志願者が減少していることについては、現時点ではむしろ自分の個性を認識したうえで自分の力を発揮できる選抜方法を選択している結果だと判断してよいのではないのか。さらに今後もその減少の動向を注視していく必要があると思う。現在の減少の度合いは、危機的な状況や制度の根幹に関わるとは判断できないとしたものである。

(委員)

了解した。前期の志願者が減少している理由は作文が「いや」なので減少しているのではないのか。つまり、作文が総合学力を問う実態であるならば、これに対応することが「いや」なので志願者が減少しているのではないのかと思うが。

(委員)

作文のことだけではなく、いろいろな要素があると思う。今回の答申の中にある特色適性検査は論理的思考力やある現象と現象をつなげて導き出すこと等、中学校にも当然の新指導要領の全面実施にもあるように身につけさせたい学力をみるものである。導入されることによって敬遠されるものではないのではないと思う。ただし、前期試験については、きつい言い方になるかもしれないが夢を抱いてチャンスだと思って多数受検したが、多数不合格になってしまうことが学力1本にしようという志願者の減少につながっていくのではないのか。今後も県教委は、アンケートをさらに細分化したり、回答した生徒の分析等を行なえば、いろいろと見えてくる

ものがあるかもしれないと思う。

(委員)

面接の内容に関しても今後、検討していくのか。

(議長)

提言としては、面接の中で学力を問うことは行なわないことが望ましいという表現にした。

(委員)

面接の内容がよく理解できない。つまり、個性、積極性についても今後も含めた判断なのか。

(議長)

そうである。

(委員)

5ページに特色適性検査は、新学習指導要領が示す思考力・判断力・表現力を含む、各高等学校の特色への適性を検査するものである。これをどう解釈すればよいのか。さきほど委員が歯止めをと言ったように各高校が特色への適性を検査するとあるので例えば後期試験であれば中学校の範囲内で出題されると思うが前期で合格した生徒が検査しなければならないのは学力不足であるからなのか。

(議長)

私自身は、起草委員会において議論した際に、いわゆる基礎学力チェックとか学力検査導入ということではなくて、むしろ高校側が個性化し、特色や個性を出していくことが大事であると考えた。こういう力を持った生徒を募集しますよという、高校側のメッセージを発するという主旨である。

(委員)

特色適性検査は、中学校の学習内容ではないものも入れた高校側が考えた特性の審査ということなのか。そういう特性のものがあるということか。

(議長)

それは、むしろおかしな話ではないか。中学までの教育課程で学んでいない、必然性がないものを、それが自分達が求めている力であるという。あくまでも学習指導要領に沿ったものとなる。

(委員)

まず、特色適性検査の中身については、今後、十分に検討して欲しい。毎年、作成している教育方針、志願してほしい生徒像、前期募集選抜方法の中にある各高校の特徴、特色を適性として検査することを是非、守ってほしい。過度な検査になると前期試験は受けずに後期試験を受ける考え方になびいていくので是非、そういう点は研究してほしい。また、答申書(案)の中に連携という記載があるがとても重要であると思う。中学、高校の管理職の連携から実務者レベルの連携までお互い確認しながら、是非、適性検査の内容を十分、検討して欲しい。

また、活動実践証明書の記載があるがこれは、中学校長による証明書と違うのか。

(議長)

それは、調査書等に含まれている書類である。今回は、特に推薦条件Bにおいて、中学校長による証明書を提出書類に加えることが望ましいと提言した。

(委員)

中高の連絡協議会をきちんと進められるかにかかっていると思う。つまり、中学校、高校が継続的に進める視点にたった協議を進めていくのがうまくいく土台になると思う。

(委員)

今回のテーマで一番、気になっていたのが一部の生徒に学力不足があると懸念されるということと、いわゆる条件Bにおいては、中学校側の証明書を提出するというのは、確認の意味も含めてだが、学力不足に対する抑止力が働くということか。

(議長)

そういう認識である。

(委員)

7ページに東日本大震災の問題という記載があるがどういう内容なのか。

(議長)

文部科学省が次期教育振興基本計画を策定中であるが東日本大震災をふまえて、子どもたちの生きる力が教育目標としてクローズアップされているので現在の教育をとりまく背景として把握し、記載したものである。

(委員)

一番、子供の問題として大きいのは、東日本大震災といじめだと思う。その課題を解決することは重要であると思う。さらに、記載の制限があるのでこういう表現になったと思う。

(委員)

震災においては、まさに人間として問われた時だと思う。学校現場では教育の象徴的な課題となった。期せずして被災しながらも差別を受けたり、一番、重要なのは人権の問題があった。また、災害教育と同時に人間としてどうあるべきかを実践するきっかけとなった。

(委員)

説明を聞いて大切なことだとよく理解できた。

(委員)

高校の特徴に見合った問題を出題しているかが問われると思うのでそれを確認していくのが抑止につながると思う。大学センター試験が変わる時にもこういう問題が出題されますよというモデルを公表した。受検生にとっても不安であるので実施する側も実施要項の中で例えば、事前にこういう学校なのでこういう問題を出しますよという事前に公表しなければならぬため、その準備をする必要もあると思うが。

(委員)

そういう面もあると思う。1回の50分～60分の中で作文に代わるものであると1つの学校の特色のすべてを問うことは、不可能であると思う。ただし、ある年度のこの部分はこういうものを求めようということであれば可能だと思う。

(委員)

数十校ある公立学校は、その高校らしいという問題を作成するのは、大変、困難だと思う。ほとんど同じような問題になると思う。大学についても同じような傾向だと思う。

(委員)

隣接した高校の両方に普通科があればそういう可能性はあると思う。

(委員)

そこで歯止めが必要ではないのか。ただ、中高連絡協議会を設置するだけではなくて、その協議会の中でテスト検討委員会等をつくる必要があるのではないのか。

(議長)

さきほど、委員が言ったようにまさにそれぞれの高校の特色づくり、あるいは、個性化をわかりやすい形でしっかりと示していく一環だと思う。

(委員)

テストで学校が特徴を出すだけという話である。まず、学校に特徴があるし、テストによって学校の特色が示されることとなる。

(議長)

テストが学校の特色をつくるわけではない。

(委員)

本当はそこが問われるところだと思う。

(委員)

選抜方法を読むと学習意欲について記載があるがそういう面では、ほとんどの高校ではそういう生徒を欲しいと思うと同じような形になると思う。ただし、どういう点で特色があつてそのため、どういう生徒を欲しいのか、中学校の中で勉強した範囲内で判断してもらうというのが必要であると思うし、これを連絡協議会で検討していくべきだと思う。今までも各高校は、説明会でも行なってきたのでそれをさらに発展させていくべきだと思う。

(委員)

入試日程の改善については、具体的には、早急に具体的な議論をしながら、中高の実務の中でつめていくということか。

(議長)

全日制と定時制のそれぞれ再募集の日程を一緒にするか、一緒にしないかが審議会の後段の部分で議題として出てきたものであり、起草委員会でも実際につめた部分である。答申の中で学びのセーフティネットと記載したのは、受検機会を確保したいと考えた際、受検機会の複数化は確保できるようなやり方がある。ただし、それによって前期、後期の間にどれだけ、日程を確保できるか、さらに日程を遅らせる方向で実務レベルで可能と判断したのでこのような答申書(案)の記載とした。

(委員)

2ページの「導入当初の数値変動は想定範囲内」とあるがこの想定範囲内とはどういう意味なのか。それは、どういう数値を想定していたのか。また、「適切とみなされる程度に抑制されてきた」とあるが適切とはどういう意味なのか。

さらに4ページの「新学習指導要領の完全実施」、6ページの「新学習指導要領の完全実施」と記載されているが全面実施ではないのか。

(事務局)

文部科学省の資料を確認する。

(委員)

4ページの「身につけるべき基礎基本的」は、「基礎的・基本的な」という記載なのか、また7ページの「受験学力」とあるが「受検学力」という記載ではないのか。

(議長)

答申記載どおりである。

(委員)

また、「県高等学校審議会からの答申書の概要」の中の「答申書の内容」の右側「新学習指導要領が示す検査問題の作成に努める」とあるが、学習指導要領が検査問題を示しているわけではない。「新学習指導要領が示す学習内容の検査問題の作成に努める」という記載がよいのではないか。

(議長)

今の御指摘は反映したいと思う。

さきほど委員が指摘した「適切とみなされる程度に抑制されてきた」とある適切については、起草委員会においても協議した部分である。ただ単に抑制されてきたという表現だけでは、数値的なものもあり、全体としては、適切と判断される範囲内におさまっていると表現しようとした部分であり、2ページの記載のようになった。いろいろな意見はあるということは承知しているが、現在の制度の根幹に関わるものではないと審議会としては判断し、こういう表現にしたものである。

(委員)

抑制という言葉に本来、そういう意味があると思った。

(委員)

例えば、「適切とみなされる程度に抑制されてきた」を「一定の程度に抑制されてきた」に修正したらどうか。

(議長)

さきほどの委員からの提案を受け、「適切とみなされる程度に抑制されてきた」を「一定の程度に抑制されてきた」に修正、また、「想定範囲内で、次第に数値が落ち着いてきている」を「次第に数値が落ち着いてきている」に修正することとしたい。それでよろしいか。

(各委員から異論なし)

(委員)

部活動の実績証明についての校長の証明は、県大会で優勝したもの等の証明ではなく、入学した高校でもがんばれる生徒であるという意味である。

(委員)

学校長が証明したものをきちんと評価されるべきである。生徒をよくみているのは教師である。

(議長)

以上で審議を終了し、本日の提案をふまえ、修正後、答申書の成案とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第11回審議会の議事を終了させていただきます。委員の皆様には、ご多用中、熱心にご議論いただき、大変、有り難く思っております。

本日、答申のまとめに至り、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(議事終了)